

かいご
介護しょうがいしゃそうごうしえんぽう
(1) 障害者総合支援法などについて

障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現のために平成 18 年 4 月から障害者自立支援法が施行されました。その後、発達障害を同法の対象とすることや利用者負担の見直し、相談支援体制の強化を図ること、障害児通所サービスについて児童福祉法に一本化するなどの制度改革が行われてきました。

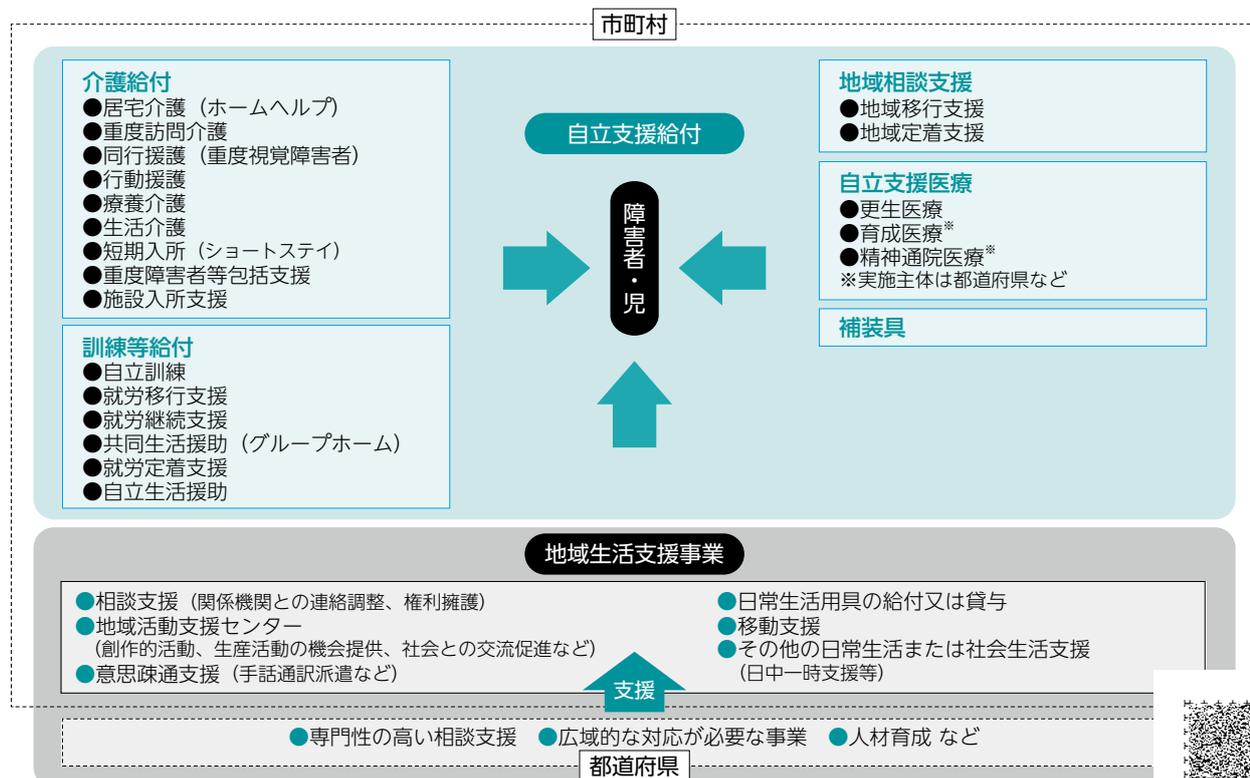
平成 24 年には、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、平成 25 年 4 月から、法律名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）と改正するとともに、サービスの対象者に難病患者等（一覧は 165 ～ 167 ページ「対象疾病一覧」のとおり）を加えるなどの改正が行われました。

さらに、平成 30 年 4 月 1 日、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。

これにより、障害のある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充などの改正が行われました。

1 サービスの体系

自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



2 対象となるサービス

〔自立支援給付〕

○介護給付

障害のある方が日常生活を営む上で必要となる介護支援を提供します。

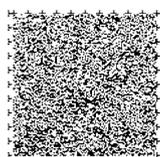
○訓練等給付

障害のある方が地域で生活を行うために、一定期間訓練的支援を提供します。

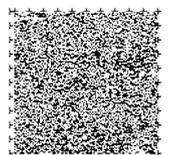
介護給付費		
居宅介護	内容	(1) 身体介護 自宅で、入浴、排せつ、食事の介助および身体介護を伴う通院介助を行います。 (2) 家事援助 居宅の掃除、洗濯などの介助および身体介護を伴わない通院介助を行います。
	対象	身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害を含む）・障害児・障害者総合支援法の対象となる難病患者で、障害支援区分が1以上の方 ただし身体介護を伴う通院介助の場合は障害支援区分が2以上の方
重度訪問介護	内容	自宅または居宅に相当する場所として厚生労働省令で定める場所で、食事や排せつなどの身体介護、調理や洗濯などの家事援助、外出時の移動支援、コミュニケーション支援を行います。
	対象	重度の障害があり常時介護を要する方で、次のいずれかに該当する方 (1) 障害支援区分が4以上で、以下のどちらにも該当する方 ①二肢以上に麻痺等があること②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」が全て「支援が不要」以外と認定されていること (2) 障害支援区分が4以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の方
同行援護	内容	外出に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）および移動の援護などの外出支援を行います。
	対象	移動が著しく困難な視覚障害のある方で、同行援護アセスメント票の項目中、「1～3」のいずれかが1点以上であり、かつ「4」の点数が1点以上の方
行動援護	内容	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。
	対象	知的障害者・精神障害者・障害児で常時介護を要する方のうち、次の全てに該当する方 (1) 障害支援区分が3以上の方 (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の方
重度障害者等包括支援	内容	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	対象	常時介護を要し、その介護の程度が著しく高く、障害支援区分6（要介護5程度）に該当する方のうち意思疎通に著しい困難を有する方かつ以下のいずれかに該当する方 (1) 重度訪問介護の対象者で、四肢全てに麻痺があり、寝たきりの状態にある方（ALSなど気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者または最重度知的障害者） (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の方

5

日常生活の援助



介護給付費		
短期入所 (ショートステイ)	内容	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて、施設で入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
	対象	身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害を含む）・障害児・障害者総合支援法の対象となる難病患者で、障害支援区分が1以上の方
療養介護	内容	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護、および日常生活の世話をを行います。
	対象	医療的ケアを必要とする障害のある方または障害者総合支援法の対象となる難病患者で、障害支援区分が1以上の方
生活介護	内容	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供します。
	対象	身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害を含む）・障害者総合支援法の対象となる難病患者で、障害支援区分が1以上の方
施設入所支援	内容	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
	対象	身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害を含む）・障害者総合支援法の対象となる難病患者で、障害支援区分が1以上の方
訓練等給付費		
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援 A型(雇用型) B型 (非雇用型)	一般企業などへの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労定着支援	内容	一般企業などへの就労に伴い、生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整などの支援を行います。
	対象	就労移行支援などの利用を経て一般企業などへ就労して6カ月以上経過し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
自立生活援助	内容	定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	対象	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方で、地域生活を始めた方
自立支援医療		
従来の更生医療、育成医療、精神通院医療が統合されたものです。		
補装具		
障害のある方の身体機能を補完、代替し、かつ、長時間継続して使用される義肢、装具、車いすなどの購入費・修理費の給付を行います。		



〔地域生活支援事業〕

地域生活支援事業は、区市町村が創意工夫し、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することによって、障害者（児）の自立を支援する事業です。利用方法などについては、お問い合わせください。

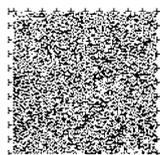
サービス名	内 容
相談支援	総合的な相談、権利擁護のための支援などを行います。
意思疎通支援 (コミュニケーション支援)	手話通訳者・要約筆記者派遣などを行います。
日常生活用具給付	日常生活上の便宜を図るための用具費の支給を行います。
移動支援	外出時の移動を支援します。
地域活動支援センター	創作活動・生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設です。
日中一時支援	日常介護にあたる方の疾病や休養のため、日中の一時的な保護を施設で行います。
訪問入浴サービス	家庭での入浴が困難な障害のある方に対し、巡回入浴車による訪問入浴サービスを行います。
自動車運転教習費助成	障害のある方の自動車運転免許取得の費用の一部を助成します。
自動車改造費助成	自らが所有し運転する自動車の改造費の一部を助成します。
就職支度金給付	就労移行支援事業等利用者が就職などにより施設を退所する場合に就職支度金の給付を行います。

3 障害児を対象としたサービス

障害児を対象とした施設・事業は、平成 24 年 4 月から児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。また、通所支援については、実施主体が区市町村となりました。

	サービス名	内 容	対 象
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行います。	障害のある未就学児で、通所による療育などの支援が必要な方
	医療型児童発達支援 ※	肢体不自由の障害児または重症心身障害児を対象に、児童発達支援および治療を行います。	障害のある未就学児で、通所による療育などの支援が必要な方
	居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。	重症心身障害児などの重度の障害児で、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な方
	放課後等デイサービス	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行います。	障害のある就学児で、通所による療育などの支援が必要な方
	保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。	幼稚園・学校などにおける障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援が必要な方

※医療型児童発達支援は、令和 6 年 4 月から児童発達支援に一元化されます。



前ページのサービスを利用するにあたり、利用について申請を行い、支給決定を受けた後、利用する事業者と契約を結びます。

障害者総合支援法の居宅サービスと通所支援サービスの一体的な提供も可能です。

なお、18歳未満の障害児入所サービスについては、専門的な判断を行う必要があるため、引き続き東京都児童相談センター（15・19 ページ）が窓口です。

4 相談支援

障害福祉サービス・地域相談支援、または障害児通所支援を申請した場合は、サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案を提出していただきます。

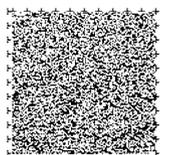
サービス等利用計画案とは、障害者の自立した地域生活の支援を効果的に行うため、必要なサービスが継続的かつ計画的に提供されるよう作成されるものです。利用者の意向をサービスなどに反映しやすくし、支給決定の際に参考として用いることができるほか、支援者が個別支援計画を立てるときや、サービスを提供する際に、共通の目標を持つことができます（障害児支援利用計画案も同様です）。

計画の作成は、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（128 ページ）が行います。

なお、計画の作成にあたって費用の利用者負担はありません。

相談支援事業の内容および対象者は、次のとおりです。

事業者	内 容		対 象 者
計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービスなどの利用を希望する方について、心身の状況などを勘案し、サービス等利用計画を作成します。	障害福祉サービスなどの利用を希望する方
	継続サービス利用支援	計画の内容について一定期間ごとに検証（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の変更などを行います。	
地域相談支援	地域移行支援	地域での生活に移行するための相談、外出への同行支援、関係機関との調整などの支援を行います。	施設や精神科病院に入所・入院している方
	地域定着支援	居宅において単身などで生活する障害のある方に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談などに対応します。	居宅において単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある障害のある方
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援などの利用を希望する方について、心身の状況などを勘案し、障害児支援利用計画を作成します。	障害児通所支援などの利用を希望する方
	継続障害児支援利用援助	計画の内容について一定期間ごとに検証（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の変更などを行います。	



5 サービス等利用の手続き

障害のある方の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、下記①～④を把握した上で、支給決定を行います。

① 心身の状況（障害支援区分）

② 社会活動や介護者、居住等の状況

③ サービスの利用意向

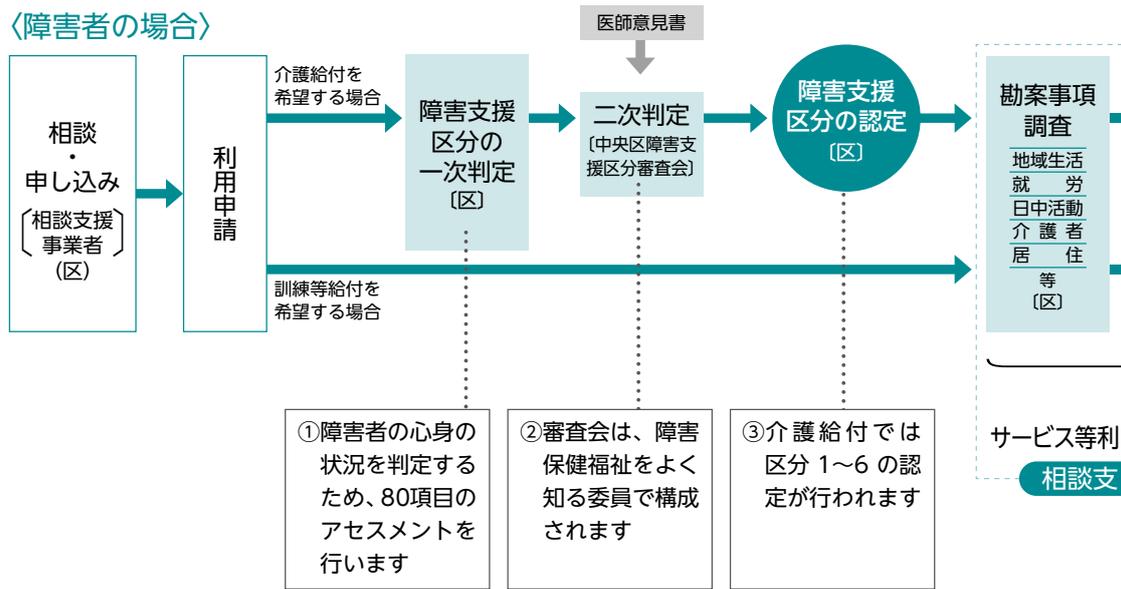
④ 訓練・就労に関する評価

（障害支援区分）

障害支援区分とは、障害のある方に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が障害内容が重度）です。身体障害、知的障害、精神障害、難病等の特性が反映できるよう配慮しつつ、共通の基準とするために平成26年4月に「障害程度区分」から「障害支援区分」に変更されました。

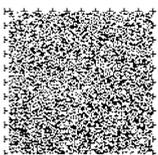
障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に判定するために、80項目の調査を行い、医師意見書からの20項目を加えた100項目で1次判定を行い、中央区障害支援区分審査会での総合的な判定を踏まえて区が認定することになりました。

訓練等給付を利用する方は原則として障害支援区分の認定は必要ありません。



〈障害児の場合〉

児童福祉法による障害児通所支援等



6 利用者負担と軽減策

①利用者負担額の負担上限月額の設定

利用者負担については、次ページの表のとおり所得に応じた負担上限月額が設定されています。ただし、1割負担のほうが低い場合には1割負担の額となります。また、食費や水道光熱費については実費負担となります。

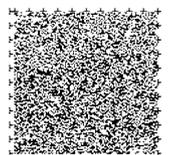
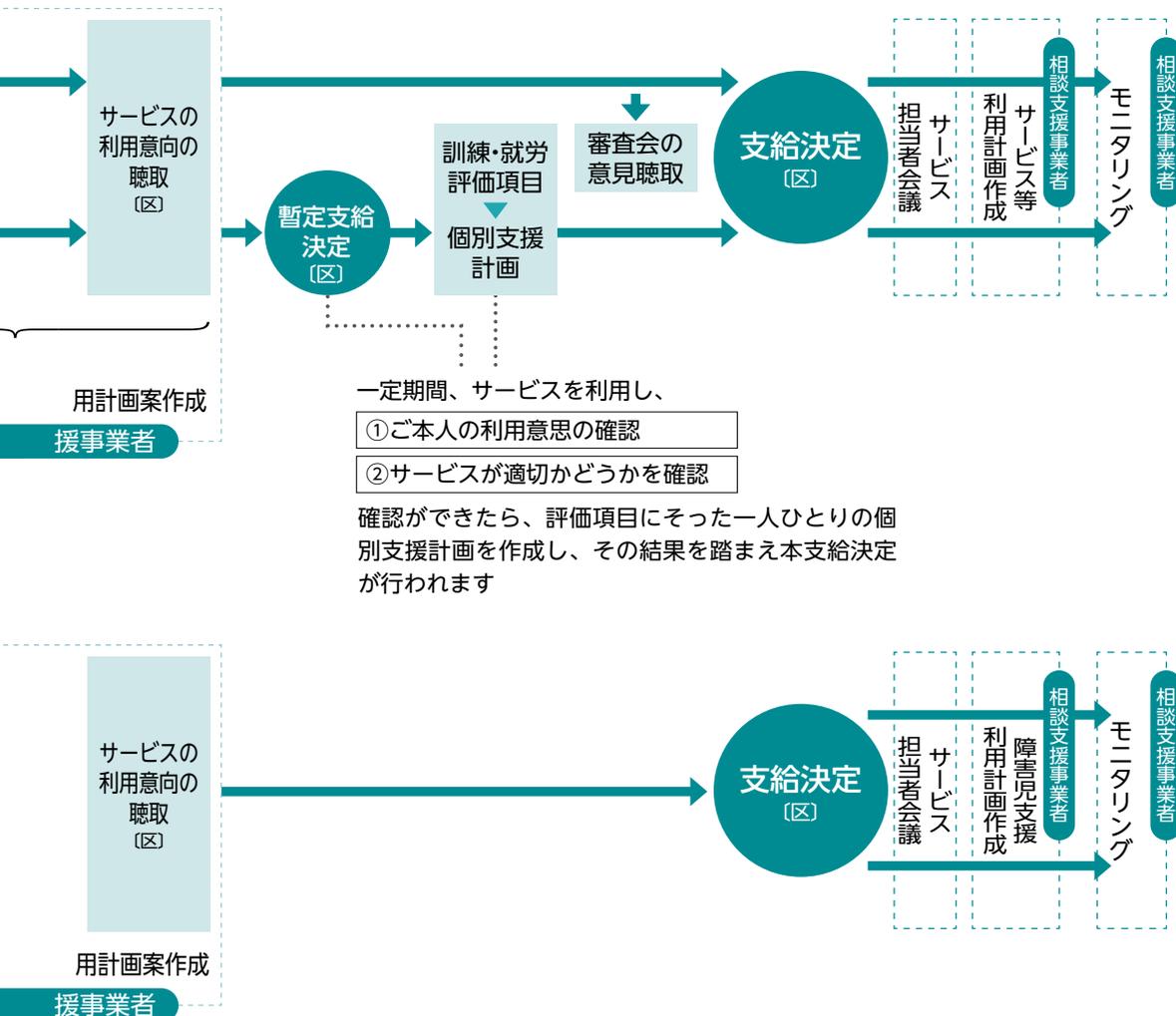
②高額障害福祉サービス等給付費等

同じ世帯の中で障害福祉サービス等を利用する方が複数いる場合や同一人が介護保険サービスを利用している場合など、利用者負担額が基準額まで軽減されます。基準額を超えて負担額を支払った場合には、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます。

(基準額は、次ページの表にある区分別に、一般 = 37,200 円、低所得 = 0 円)

合算の対象とする利用者負担

- ・ 障害福祉サービス
- ・ 補装具 (ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る)
- ・ 介護保険サービス (ただし、同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る)
- ・ 障害児通所支援
- ・ 障害児入所支援



③食費実費負担の軽減

通所施設、短期入所利用者の場合、食費実費負担について、食材料費のみの負担となるように軽減されます。ただし、一般世帯のうち所得割額 16 万円（障害児の場合は 28 万円）以上の方は、対象となりません。

④補足給付

- ・ 20 歳以上の入所施設利用者（生活保護・低所得の方）
一定収入額が手元に残るように、食費や光熱水費の負担が軽減されます。
- ・ 20 歳未満の入所施設利用者（全ての区分の方が対象です）
地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるように、食費や光熱水費の負担が軽減されます。
- ・ グループホーム利用者（生活保護・低所得の方）
家賃の実費負担が月 1 万円（家賃の額が 1 万円を下回る場合は、当該家賃の額）軽減されます。

⑤生活保護への移行防止策

さまざまな負担軽減をしても、生活保護の対象になる場合は、生活保護とならない額まで負担額が引き下げられます。

利用者負担額の負担上限月額表

区分		通所施設・在宅サービス 利用時における負担上限 月額	入所施設・グループホーム (障害者のみ) 利用時 における負担上限月額
生活保護世帯		0 円	0 円
区市町村民税非課税世帯 (低所得)		0 円	0 円
(一般)	障害者	区市町村民税所得 割額年 16 万円未満	37,200 円
		区市町村民税所得 割額年 16 万円以上	37,200 円
	障害児	区市町村民税所得 割額年 28 万円未満	9,300 円
		区市町村民税所得 割額年 28 万円以上	37,200 円

※世帯の範囲

- ・ 18歳以上の障害者(施設入所の18・19歳を除く)の場合は、「本人」。配偶者のある方は「本人と配偶者」。
- ・ 障害児(施設入所の18・19歳を含む)の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯

※区市町村民税の所得割額

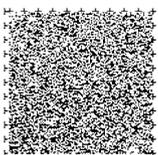
上記の負担上限月額の区市町村民税の所得割額は、16 歳未満の扶養親族および 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養親族に関する控除がなされたものとして算定します。

※障害児の通所サービスについては、中央区独自助成と国の無償化制度により利用者負担額を全額助成しています。詳しくは障害者福祉課給付指導係（3546）5697）までお問い合わせください。

お問い合わせ

障害者福祉課 相談支援係

電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322



(2) 重度脳性麻痺者介護事業

- **内容** 20歳以上の重度脳性麻痺者を、在宅で介護するための援助をしています。
- **対象** 身体障害者手帳1級の重度脳性麻痺者で、単独で屋外活動することが困難な方。ただし、障害者総合支援法または介護保険法によるサービスを受けている方は、対象になりません。

問い合わせ 障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

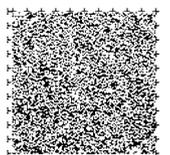
(3) 「虹のサービス」(区民どうしのたすけあい家事サポート)

- **内容** 日常的な家事にお困りの知的障害のある方や身体障害のある方などに対して、協力会員が家事援助などのお手伝いを行う会員制の活動です。

(活動の内容) 掃除、洗濯、買物、食事の支度、通院や散歩など外出の付添、見守り、話相手、車いすの移動介助、薬の受け取りの代行や代筆など

- **対象** ①利用会員
区内在住で、家事援助などを必要としている次の方
- ・身体障害のある方・知的障害のある方・精神障害のある方
 - ・高齢の方
 - ・産前産後の方
- ②協力会員
この事業に理解と熱意のある18歳以上で家事援助などができる方
- **費用** 利用料 1時間800円
年度会費 利用会員 年額2,400円

問い合わせ 中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部「虹のサービス」
電話 (3206) 0603 FAX (3523) 6386



生活援助（すまい）

(4) 共同生活援助（グループホーム）

- **内容** 障害のある方に対して、アパートなどで共同生活をしながら食事の世話や生活指導を行います。
- **対象** 障害のある方で共同生活住居への入居を必要とする方
- **費用** 食費および家賃（補助制度があります）などが自己負担となります。

問い合わせ 障害者福祉課 相談支援係
電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

補装具・生活用具など

(5) 補装具の交付と修理・借受け

- **内容** 職業や日常生活を容易にするため、補装具の交付・修理に必要な支給券を発行します。
- **対象** 身体障害者手帳をお持ちの方

対象者	補装具の種類
視覚障害者（児）	視覚障害者安全つえ、義眼、矯正眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡、遮光眼鏡
聴覚障害者（児）	補聴器、人工内耳（修理のみ）
肢体不自由者（児）	義手、義足、下肢装具、体幹装具、靴型装具、上肢装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置 ※18歳未満のみ、座位保持いす、頭部保持具、起立保持具、排便補助具
内部障害者（児）	車いす
難病患者など	車いす、電動車いす、歩行器、重度障害者用意思伝達装置、整形靴など

※障害ごとに受けられる補装具の種類が異なります。また、借受けの種類は限られます。

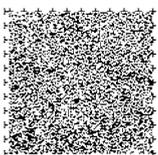
※東京都心身障害者福祉センターなどの判定が必要です（判定不要の場合もあります）。

※18歳未満の児童には、医療機関の意見書の提出を求める場合もあります。

- **費用** 原則1割負担。また、世帯の所得状況に応じて月額上限負担額が設定されます。ただし、所得状況によっては補装具の申請が行えない場合があります。また、障害児の補装具については中央区独自助成により全額助成しています。
- **申請方法** 次のものを持参して、申請してください。

- ①身体障害者手帳
- ②マイナンバーを証明する書類

問い合わせ 障害者福祉課 相談支援係
電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322



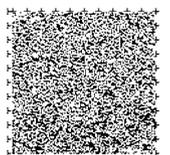
にちじょうせいかつようぐこうにゆうひ きゅうふ
(6) 日常生活用具購入費の給付

内容 在宅で重度障害のある方の日常生活を支援するため、次のものを給付して
 います。希望する方は、事前にご相談ください。

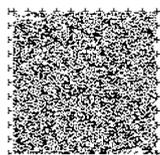
凡例 ㊟＝身体障害者手帳、㊠＝愛の手帳、㊡＝精神障害者保健福祉手帳、㊢＝難病患者

日常生活用具一覧表

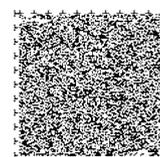
種目	対象者		備考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
	年齢	等級など			
火災警報器	—	㊟1・2級 ㊠1・2度 ㊡1級	火災発生の感知および避難が著しく困難な障害のある方のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。	8年	31,000
自動消火器	—	㊟1・2級 ㊠1・2度 ㊡1級 ㊢	火災発生の感知および避難が著しく困難な障害のある方のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。	8年	28,700
特殊マット	3歳以上	㊠1・2度	じよくそう 褥瘡を防止し、または失禁などによる汚染もしくは損耗を防止するためのマット(寝具)にビニールなどを加工したもの	5年	19,600
	3歳以上18歳未満	㊟下肢または体幹1・2級			
	18歳以上	㊟下肢または体幹1級(常時介護を要する者に限る。)			
	—	㊢寝たきりの状態の方			
特殊寝台	小学生以上	㊟下肢または体幹1・2級 ㊢寝たきりの状態の方	原則として使用者の頭部および脚部の傾斜を個別に調整できる機能を有するもの	8年	162,800
エアーパッド	18歳以上	㊟下肢または体幹1級(常時介護を要する者に限る)	エアーマットと送風装置からなるもの(ウォーターマットも可)	5年	104,000
訓練用ベッド	18歳未満	㊢下肢または体幹機能に障害のある方	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
訓練椅子	3歳以上18歳未満	㊟下肢または体幹1・2級	原則として附属のテーブルを付けるもの	5年	33,100



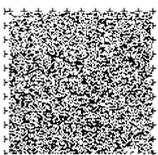
種 目	対 象 者		備 考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
	年 齢	等 級 な ど			
体位変換器	小学生以上	㊟下肢または体幹1・2級（下着交換などの際、介護を必要とする方に限る）		5年	15,000
	—	㊿寝たきりの状態の方			
移動用リフト	3歳以上	㊟下肢または体幹1・2級 ㊿下肢または体幹機能に障害のある方	天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	257,500
入浴担架	3歳以上	㊟下肢または体幹1・2級（入浴の際、介助を必要とする者に限る）	障害のある方を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	洋式 80,000 和式 130,000
浴槽 (湯沸器を含む)	小学生以上	㊟下肢または体幹1・2級	浴槽は実用水量150リットル以上のもの、湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯することができ、かつ、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの。	8年	141,200
入浴補助用具	3歳以上	㊟下肢または体幹（入浴の際、介助を必要とする方に限る）		8年	90,000
	—	㊿入浴に介助を必要とする方			
特殊尿器	小学生以上	㊟下肢または体幹1級 ㊿自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもの	5年	150,000
便 器	小学生以上	㊟下肢または体幹1・2級	ポータブルトイレなど手すりのついた腰かけ式のもの	8年	16,500
	—	㊿常時介護を要する方			
特殊便器	小学生以上	㊟下肢または体幹1・2級	温水洗浄式便座など足踏ペダルで温水温風を出すことができるものなど	8年	144,000
		㊿1・2度			
	—	㊿上肢に障害のある方			



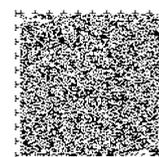
種 目	対 象 者		備 考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
	年 齢	等 級 など			
腰掛便座	小学生 以上	㊦下肢または体幹1・2 級（介護保険の要介護認 定者及び要支援認定者を 除く。）	①和式便座の上に置 いて腰掛式に変換す るもの ②洋式便器の上に置 いて高さを補うもの ③電動式またはスプ リング式で便座から 立ち上がる際に補助 できる機能を有して いるもの ④便座、バケツなど からなり、移動可能 であるもの（居室に おいて利用可能なも のに限る）	8 年	100,000
T字状・ 棒状つえ	—	㊦つえの使用により、歩 行機能を補うことが可能 な方	主体が木材のもの	3 年	2,200
			主体が軽金属のもの		3,000
移動・移 乗支援用 具	3歳以 上	㊦平衡、下肢または体幹	転倒予防、立上り動 作補助、移乗動作の 補助、段差解消など の性能を有する手す り、スロープ、歩行 器などであって、必 要な強度および安定 性を有するもの	8 年	60,000
	—	㊦下肢に障害のある方			
頭部保護 帽	—	㊦転倒などにより頭部を 強打するおそれのある方	ヘルメット型でスポ ンジまたは革を主材 料としたもの	3 年	15,200
	—	㊦転倒などにより頭部を 強打するおそれのある方	ヘルメット型でスポ ンジ、革またはプラ スチックを主材料と したものの	3 年	36,750
ル ー ム クーラー	小学生 以上	㊦頸髄損傷などにより体 温調節機能を喪失した方 (医師により、体温調節機 能を喪失したものと認め られた方に限る)	障害のある方が容易 に使用することがで きるもの	6 年	172,100
環境制御 装置	小学生 以上	㊦頸椎損傷など両上肢お よび両下肢または体幹機 能が全廃状態の方	呼気、指先のわずか な動作などで機器の 制御が行えるシステ ムを有しているもの	10 年	500,000



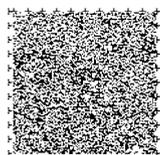
種 目	対 象 者		備 考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
	年 齢	等 級 な ど			
電磁調理器	18歳以上	㊟視覚1・2級 ㊟下肢または体幹1級 ㊟上肢1・2級 ㊟1・2度 ㊟1級	障害のある方のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。障害のある方が容易に使用することができるもの。	6年	41,000
パーソナルコンピューター	小学生以上	㊟上肢1・2級で文字を書くことが困難な方 ㊟音声・言語および上肢が総合1・2級で文字を書くことが困難な方	かな、漢字および英数字による文書作成が可能で、編集、校正および記憶機能を有し、障害のある方が容易に使用することができるもの（プロテクター及びプリンターを附帯することができる）	6年	118,500
ガス安全システム	18歳以上	㊟ ^{こう} 喉頭摘出などにより臭覚機能を喪失した身体障害のある方およびこれに準ずる方のみの世帯 ㊟下肢または体幹1級	警報機などの遮断信号受信時、ガスの異常使用時、地震発生時などにガスを自動的に遮断できるもの	8年	42,200
携帯用会話補助装置	小学生以上	㊟音声・言語 ㊟音声言語に著しい障害があり、かつ、上肢、下肢または体幹に障害のある方	携帯式で言葉を音声または文章に変換する機能を有し、障害のある方が容易に使用することができるもの	5年	285,000
フラッシュベル	小学生以上	㊟聴覚3級以上 ㊟音声・言語3級以上	障害のある方が容易に使用することができるもの	10年	25,890
聴覚障害者用通信装置	小学生以上	㊟聴覚または音声・言語（コミュニケーション、緊急連絡などの手段として必要と認められる方）	ファクスなど一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字などによる通信が可能な機器であり、障害のある方が容易に使用することができるもの	5年	71,000



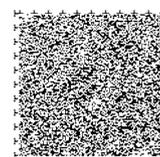
種 目	対 象 者		備 考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
	年 齢	等 級 な ど			
聴覚障害 者用情報 受信装置	—	㊦聴覚（この装置により テレビの視聴が可能になる 方）	字幕および手話通訳 付の聴覚障害者用番 組ならびにテレビ番 組に字幕および手話 通訳の映像を合成し たものを画面に出力 する機能を有し、か つ、災害時の聴覚障 害者向け緊急信号を 受信するもので、聴 覚障害のある方が容 易に使用することが できるもの	6 年	88,900
屋内信号 装置	18歳 以上	㊦聴覚1・2級以上（聴 覚障害のある方のみの世 帯およびこれに準ずる世 帯で日常生活上必要と認 められる世帯に限る）	音、音声などを視覚・ 触覚などにより知覚 するもの	10 年	87,400
会議用 拡聴器	小学生 以上	㊦聴覚4級以上	字幕および手話通訳 付の聴覚障害者（児） 用番組ならびにテレ ビ番組に字幕および 手話通訳の映像を合 成したものを画面に 出力する機能を有し、 かつ、災害時の聴覚 障害者（児）向け緊 急信号を受信するも ので、聴覚障害者（ 児）が容易に使用し 得るもの	6 年	38,200
人工 喉頭	笛式	小学生 以上	㊦音声・言語	4 年	5,000
	電動式			5 年	70,100



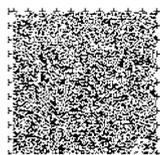
種 目		対 象 者		備 考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
		年 齢	等 級 な ど			
人工 喉頭	人工 鼻	—	㊦音声・言語（喉頭を摘出したことにより音声機能を喪失した方で、保険適用外の常時埋込型の人工喉頭を使用する方に限る）	HMEカセット、ベースプレート等常時埋込型の人工喉頭を使用して発声するために必要な消耗部品	1 月	23,100
携帯用 信号装置		小学生 以上	㊦聴覚3級以上 ㊦音声・言語3級以上		6 年	20,200
時計		18歳 以上	㊦視覚1・2級	音声時計は、手指の感覚の障害などがあるため、触読式時計の使用が困難な方に限る。	10 年	触読 10,000 音声 13,000
音声式 体温計		小学生 以上	㊦視覚1・2級（視覚障害のある方のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る）		5 年	9,000
音声式 血圧計		18歳 以上	㊦視覚1・2級		5 年	9,000
		18歳 未満	㊦視覚1・2級（視覚障害のある方のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る）			
音声式 体重計		18歳 以上	㊦視覚1・2級（視覚障害のある方のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る）		5 年	18,000
視覚障害 者用拡大 読書器		小学生 以上	㊦視覚障害のある方で、この装置により文字などを読むことが可能になる方	画像入力装置を印刷物などの読みたいものの上に置くことで拡大された画像、文字などを容易にモニターに映し出せるもの	8 年	198,000
点字ディ スプレイ		小学生 以上	㊦視覚1・2級	文字などのコンピューターの画面情報を点字により示すことができるもの	6 年	383,500
活字文書 読上装置		小学生 以上	㊦視覚1・2級	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	6 年	115,000



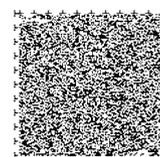
種目	対象者		備考	耐用年月	基準額(円) (税抜)	
	年齢	等級など				
視覚障害者用情報・通信支援用具	小学生以上	㊟視覚1・2級	視覚障害者向けのパソコン周辺機器、アプリケーションソフトなど	5年	42,000	
音響案内装置	小学生以上	㊟視覚1・2級(2級は、送信機のみに限る)		10年	1級 51,000 2級 7,000	
ポータブルレコーダー	小学生以上	㊟視覚1・2級	音声などにより操作ボタンが知覚し、または認識することができ、かつ、DAISY方式による録音および当該方式により記録された図書の再生が可能な製品	6年	89,800	
点字タイプライター	小学生以上	㊟視覚1・2級(本人が就労もしくは就学をしているか、または就労が見込まれている方に限る)		5年	63,100	
点字器	標準型A	小学生以上	㊟視覚1・2級	32マス18行 両面書真鍮板製	7年	10,400
	標準型B			32マス18行 両面書プラスチック製	7年	6,600
	携帯用A			32マス4行 片面書アルミニウム製	5年	7,200
	携帯用B			32マス12行 片面書プラスチック製	5年	1,650
音声読書器	小学生以上	㊟視覚以外の方法でしか文字の認識ができない方	本体の上の蓋を開け、印刷物などの読みたいものに乗せ、ボタンを押すと文書を読み取り印刷内容を音声で読み上げるもの	8年	198,000	



種 目	対 象 者		備 考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
	年 齢	等 級 な ど			
音声IC タ グ レ コーダー	小学生 以上	㊟視覚以外の方法でしか 文字の認識ができない方	物の名前および情報 の確認を音声で知ら せるもの	6 年	59,800
色識別 装置	小学生 以上	㊟視覚1・2級	色の識別を音声で知 らせるもの	6 年	125,000
収尿器	男性用 A	㊟ぼうこう・直腸	普通型ラテックス製 またはゴム製	1 年	7,700
	男性用 B		簡易型ラテックス製 またはゴム製	1 年	5,700
	女性用 A		普通型耐久性ゴム製 採尿袋を有するもの	1 年	8,500
	女性用 B		簡易型ポリエチレン 製の採尿袋導尿ゴム 管付	1 年	5,900
ストマ用 装置	消化器系	㊟ぼうこう・直腸（手帳 申請時から対象）	低刺激性の粘着剤を 使用した密封型また は下部開放型の収納 袋で、ラテックス製 またはプラスチック フィルム製のもの	1 月	8,858
	尿路系		低刺激性の粘着剤を 使用した密封型かつ 尿処理用キャップ付 の収納袋で、ラテッ クス製またはプラス チックフィルム製の もの	1 月	11,639
	その他		㊟脳原性運動機能障害1・ 2級 ㊟肢体不自由（脳性麻痺 等かつ、全身性障害）	紙おむつ、洗腸用具、 サラシ、ガーゼその 他衛生用品	1 月
透析液加 温器	3歳以 上	㊟人工透析の必要な方（自 己連続携行式腹膜灌流患 者に限る）	自己連続携行式腹膜 灌流患者による人工 透析に使用する加温 器で、透析液6本を 同時に、適温に加温 し、かつ、保温でき るもの	5 年	70,000



種 目	対 象 者		備 考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
	年 齢	等 級 など			
空気清浄機	小学生以上	㊟呼吸器3級以上		6年	33,800
電気式たん吸引器	—	㊟呼吸器3級以上（医師の診断書により、同程度の障害があり、この装置が必要と認められる方を含む） ㊿医師の診断書により、呼吸器3級以上相当でこの装置が必要と認められる呼吸機能に障害がある方 ※上記に当てはまらない方で自家発電装置の給付を認められた方		5年	100,000
ネブライザー	—	㊟呼吸器3級以上（医師の診断書により、同程度の障害があり、この装置が必要と認められる方を含む） ㊿医師の診断書により、呼吸器3級以上相当でこの装置が必要と認められる呼吸機能に障害がある方		5年	36,000
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	—	㊟㊿在宅酸素療法を行っている者などで医師によりこの装置が必要と認められる方	使用する方の呼吸状態をモニタリングすることが可能なもの	5年	157,000
自家発電装置	—	人工呼吸器使用者のうち、中央区災害時個別支援計画で災害時等の停電が生命の危険に直結することが明らかな方（指定難病患者およびC P A P使用者を除く）	再交付は、耐用年数経過後に故障したときに限る。	6年	212,000
無停電電源装置	—	自家発電装置の給付を認められた方で、蓄電池の給付を受けていない方	蓄電機能および電圧を安定させるもの（再交付は、耐用年数経過後に故障したときに限る）	6年	41,000



種 目	対 象 者		備 考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
	年 齢	等 級 な ど			
蓄電池	—	自家発電装置の給付を認められた方で、無停電電源装置の給付を受けていない方	蓄電機能を有し人工呼吸器への安定した電力供給が可能なもの（再交付は、耐用年数経過後に故障したときに限る）	6年	104,000
酸素ボンベ運搬車	18歳以上	㊦呼吸器3級以上（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方）		10年	17,000
酸素吸入装置	18歳以上	㊦呼吸器3級以上（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方）	酸素ボンベ、スタンドおよび吸入マスクを一体化とするもの	10年	46,400
医療用詰替酸素	18歳以上	㊦呼吸器3級以上（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方）	酸素吸入装置に使用するための詰替用の酸素	1月	5,000

- 備考
- 1 設置または取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
 - 2 障害者（児）および介護者が容易に使用できるものとする。
 - 3 難病患者とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）に定められた疾病に該当する者とし、医師の診断書などの提出または東京都難病医療費等助成制度の医療券に記載されている病名欄により対象の確認を行うものとする。
 - 4 課税商品の場合、基準額は税抜き価格とする。

●費用 原則1割負担。また、世帯の所得状況に応じて月額上限負担額が設定されます。

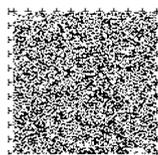
●申請方法 次のものを持参して、申請してください。

- ①身体障害者手帳または指定難病であることが分かるもの（診断書など）
- ②前年分の所得を証明する書類
- ③見積書

問い合わせ

障害者福祉課 相談支援係

電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322



(7) 住宅設備改善費の給付

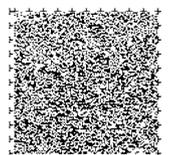
● **内容** 在宅で重度障害のある方の日常生活を円滑なものにするため、住宅設備の改善に要する費用を給付しています。希望する方は、事前にご相談ください。

凡例 ㊦＝身体障害者手帳、㊧＝愛の手帳、㊨＝精神障害者保健福祉手帳、㊩＝難病患者

住宅設備改修費一覧表

種目	対象者		性能など	基準額(円) (税抜)
	年齢	等級など		
小規模改修	65歳未満	㊦下肢または体幹3級以上 ㊦補装具費で車いす費用の給付を受けた内部障害のある方 ㊩下肢または体幹に障害がある方	(1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)すべり防止、移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 (4)引き戸などへの扉の取替え (5)洋式便器などへの便器の取替え (6)上記改修に付帯して必要となるもの	200,000
中規模改修	65歳未満	㊦下肢または体幹3級以上 ㊦補装具費で車いす費用の給付を受けた内部障害のある方 ㊩下肢または体幹に障害がある方	玄関などの住宅設備の改修を伴うもの。住宅設備改善費の支給に当たっては、小規模改修を優先的に支給し、なお足りない場合に中規模改修を適用する。	641,000
屋内移動設備	原則学齢児童以上	㊦上肢、下肢または体幹1級で歩行ができない方 ㊦補装具費で車いす費用の給付を受けた内部障害のある方 ㊩下肢または体幹に障害がある方	住宅内で容易に移動できるためのもの(家屋の新築・改築時に備え付ける場合も給付の対象とする)	機器本体および付属器具 979,000 設置費 353,000
階段昇降機	原則学齢児童以上	㊦下肢または体幹1・2級 ㊦補装具費で車いす費用の給付を受けた内部障害のある方 ㊩下肢または体幹に障害がある方	直線または曲線の階段を椅子に座り、ボタンの操作で自動的に階段を昇降できるもの(家屋の新築・改築時に備え付ける場合も給付対象)	直線 876,000 曲線 1,854,000

備考 1 住宅設備改善に係る種目については、原則として再支給することができない。



- **費用** 原則1割負担。また、世帯の所得状況に応じて月額上限負担額が設定されます。
- **申請方法** 次のものを持参して、申請してください。
 - ①身体障害者手帳または指定難病であることが分かるもの（診断書など）
 - ②前年分の所得を証明する書類

問い合わせ	障害者福祉課 相談支援係 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322
--------------	--

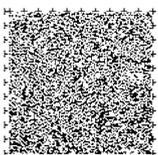
(8) 中等度難聴児発達支援事業

- **内容** 身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。
- **対象** 次の要件全てに該当する方
 - ①区内在住で18歳未満の児童であること
 - ②聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象となる聴力でないこと
 - ③両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断できる方であること
 ただし、次の場合は助成対象外です。
 - ①世帯の所得が一定以上の場合（世帯に区民税所得割額が46万円以上の方がいる場合）
 - ②申請前に補聴器を購入した場合
- **費用** 補聴器の購入費用と助成基準額（1台137,000円、耐用年数5年）を比較して少ない額の9割を助成します。ただし、生活保護世帯、区民税非課税世帯は負担はありません。
- **申請方法** 事前にご相談のうえ、次の書類を持参して申請してください。
 - ①補聴器購入費助成申請書
 - ②医師の意見書（所定の用紙があります）
 - ③見積書（補聴器販売業者が作成したもの）

問い合わせ	障害者福祉課 相談支援係 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322
--------------	--

(9) 補助犬の給付

- **内容** 希望する対象者に盲導犬・介助犬・聴導犬のいずれかの補助犬を給付します。
- **対象** 次の要件全てに該当する方
 - ①18歳以上で在宅生活を送っている方
 - ②身体障害者手帳の等級が下記のいずれかに当てはまる方
 - ・視覚障害1級（盲導犬が対象です）
 - ・肢体不自由1級または2級（介助犬が対象です）
 - ・聴覚障害2級（聴導犬が対象です）
 - ③都内におおむね1年以上居住している方
 - ④世帯の所得税額が平均月額77,000円未満の方



- ⑤借家・借間などに居住されている方は、家主または管理者の承諾が得られること
- ⑥所定の訓練を受け、盲導犬・介助犬・聴導犬を適切に管理できること
- ⑦社会活動への参加に効果があると認められること

●**費用** 無料。ただし、飼育・管理・治療などに係る経費は自己負担です。

問い合わせ

障害者福祉課 相談支援係
電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

(10) 車いすの貸し出し

貸出窓口	住所	電話番号
社会福祉協議会在宅福祉サービス部	八丁堀 4-1-5	(3206) 0603
社会福祉協議会さわやかワーク中央	東日本橋 2-27-12	(3865) 3661
日本橋特別出張所 区民係	日本橋蛸殻町 1-31-1	(3666) 4253
月島特別出張所 区民係	月島 4-1-1	(3531) 1153
シニアセンター	佃 1-11-1	(3531) 7813

●**対象** 中央区社会福祉協議会会員（申込時に会員加入可）およびその家族で、おおむね 65 歳以上の高齢者もしくは身体に障害があるため、一時的に車いすを必要とする方。

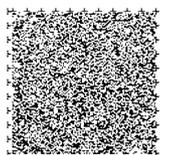
※会員以外の区民の方で、通院や退院、旅行、ケガなどで車いすが必要な場合は 1 カ月以内で貸し出します。

●**利用料および貸出期間** 利用料は無料です（ただし、社会福祉協議会入会の必要あり。年会費は 1 口 1,000 円以上）。貸出期間は 6 カ月以内、ご事情により 1 回まで延長（最長 12 カ月）できます。

●**車いす搬送サービス** 民間のタクシー会社と提携し、車いすをお届け・返却する搬送サービスを行っています。
搬送料 770 円（片道料金）

問い合わせ

中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部
電話 (3206) 0603 FAX (3523) 6386



ふくし りょうけん きゅうふ じどうしゃねんりょうひじよせい
(11) 福祉タクシー利用券の給付・自動車燃料費助成

- **内容** 外出時の手助けとして、福祉タクシー利用券の給付（年1回）または、燃料費（ガソリン代）の助成をしています。
福祉タクシー利用券は、券に印刷されている中央区と契約をしているタクシー会社で利用できます。

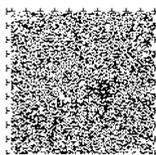
申請月	給付（助成）額
4～6月	40,000円
7～9月	30,000円
10～12月	20,000円
1～3月	10,000円

- **対象** 次のいずれかの手帳をお持ちの方
 ①身体障害者手帳 1～3級（下肢・体幹障害）
 ②身体障害者手帳 1・2級（内部・視覚障害）
 ③身体障害者手帳（脳性麻痺・進行性筋萎縮症）
 ④愛の手帳 1・2度
 ⑤精神障害者保健福祉手帳 1級
 ※福祉施設に入所している方は利用できません（特別養護老人ホームなど）。

- **申請方法** ①または②のいずれかを申請してください。
 ①**福祉タクシー利用券**
 障害者手帳を持参して申請してください。
 ※家族・代理の方も申請できます（別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要となります）。
 ※4月～6月は、区役所本庁舎のほか、日本橋特別出張所、月島特別出張所においても申請することができます。
 ②**自動車燃料費（ガソリン代）助成**
 次のものを持参して申請してください。
 ・障害者手帳
 ・車検査証（同一世帯の所有者に限る・原本）
 ・運転免許証
 ・障害者手帳をお持ちの方の口座番号がわかるもの（預金通帳など）
 ※家族・代理の方も申請できます（別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要となります）。
 ※自動車燃料費（ガソリン代）助成は、区役所本庁舎でのみ申請することができます。

といた
問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322



(12) リフト付ハイヤーの運行

● **内容** 車いすや移動寝台（ストレッチャー）に乗ったまま乗車できるリフト付ハイヤーを運行しています。

● **(運行時間)** 午前8時～午後8時

● **(定員)** 7名（車いす2台または寝台車1台程度、他に介護者5名まで）

● **対象** 日常、外出時に車いすを利用しているか、または寝たきりの状態にあり、かつ次のいずれかにあたる方

① 身体障害者手帳をお持ちの方

- ・ 下肢・体幹機能障害 1～3級の方
- ・ 内部機能障害 1級の方
- ・ 視覚障害 1級の方
- ・ 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方

② 愛の手帳をお持ちの方 1・2度の方

③ 上記以外で、肢体が不自由または寝たきりの状態にある心身障害のある方または高齢者でリフト付ハイヤーでの移動を必要とする方

※ 福祉施設に入所している方は利用できません（特別養護老人ホームなど）。

● **申請方法** 本人・家族または代理の方が、窓口で利用券交付申請をしてください。

● **利用方法** ① 利用の予約

利用したい日の2週間前から区が運行委託しているタクシー会社に直接電話で予約してください。

② 利用回数

月4回（人工透析による定期的通院のための利用など、特別な理由がある方は10回）まで。ただし利用日の7日前から当日までに予約して利用する場合は、回数を超過して利用できる場合があります。

※ 病院の転院には利用できません。

問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(13) 自動車運転教習費の助成

● **内容** 自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。

● **対象** 運転免許適性試験に合格した身体障害者手帳1級～3級または愛の手帳1度～4度の方。ただし、内部障害は1級～4級、下肢・体幹障害は1級～5級で歩行が困難な方。

次のいずれかにあたる方は、助成の対象となりません。

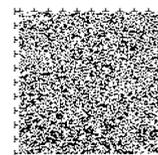
① 運転免許試験の受験資格がない方

② 自動車運転の適性試験に合格していない方

③ 引き続き3カ月以上、中央区に住所がない方

④ 前年度の所得税額が、400,000円を超える方

● **費用** 入所料、技能・学科教習料、教材費を助成します。限度額は、164,800円以内の実費です。



- **申請方法** しんせいほうほう 教習所で手続きを行う前にご相談のうえ、次のものを持参して申請してください。
 - ① 運転免許試験所長の発行した身体適格審査の結果についての回答書
 - ② 自動車教習所などの発行する入所証明書
 - ③ 前年分の所得税額を証明する書類

問い合わせ	障害者福祉課 相談支援係 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322
--------------	--

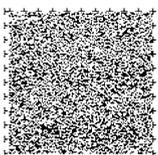
(14) 自動車改造費の助成 じどうしゃかいぞうひ じよせい

- **内容** ないよう 就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
- **対象** たいしやう 自己所有の自動車を就労のため自ら運転する必要があり、次の全てにあたる方
 - ① 下肢・上肢・体幹機能の重度障害のため身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ② 中央区に住所を有し、現に居住している方
 - ③ 現に助成の対象となっている改造をした自動車を所有していない方
- **申請方法** しんせいほうほう 改造などを行う前にご相談のうえ、次のものを持参して申請してください。
 - ① 改造を行う業者の仕様書と見積書
 - ② 前年分の所得税額を証明する書類
 - ③ 運転免許証

問い合わせ	障害者福祉課 相談支援係 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322
--------------	--

(15) ハンディキャブ (リフト・スロープ付き自動車) の貸し出し つ じどうしゃ か だ

- **内容** ないよう 車いすのまま乗降できる電動リフト・スロープ付きのハンディキャブの貸し出しを行っています。
- **(台数)** だいすう 2台
- **(定員)** ていいん 「1号車」…車いす1人を含む6人乗り
「2号車」…車いす1人を含む3人乗り
- **(運転者の確保)** うんでんしゃ かくほ 原則として利用者が確保。ただし、確保できない方には、運転ボランティアの紹介を行っていますので、10開所日前までにお申し込みください。
- **対象** たいしやう 社会福祉協議会会員（申込時に会員加入可）およびその家族などで区内在住の、車いすを利用している方または歩行が不自由な方で介助を必要とする方
- **費用** ひよう 走行に要する燃料費などの費用は、利用者負担となります。
- **申請方法** しんせいほうほう 利用を希望する方は、原則来所して利用登録手続きをしてください（登録年会費2,000円・社会福祉協議会年会費1,000円以上）。利用登録後は、利用日の1カ月前から前日の正午までに電話などで申し込んでください。



(16) 駐車禁止の対象除外

● **内容** 駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障害のある方が現に使用中であり、かつ、標章を掲出したものが、駐車禁止規制の対象から除外されます。対象となる方は、都内在住で、下記の区分、級別に該当する手帳をお持ちの方です。

● **対象**

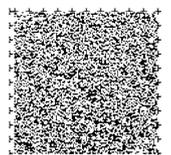
手帳の種別など	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級までの各級または4級の1	
	聴覚障害	2級または3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1級・2級の1または2級の2
		下肢機能障害	1級から4級までの各級
		体幹機能障害	1級から3級までの各級
		運動機能障害	上肢機能
	移動機能		1級から4級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害	1級または3級	
	免疫機能障害、肝臓機能障害	1級から3級までの各級	
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	
愛の手帳（東京都療育手帳）		1度または2度	
精神障害者保健福祉手帳	1級		
小児慢性特定疾病医療受給者証	小児慢性特定疾病医療支援で色素性乾皮症の認定を受けている方		

※肢体不自由の上肢機能障害「1級、2級の1または2級の2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。一上肢のみに障害がある方は対象となりません。なお他の道府県は、東京都と制度が異なる場合がありますので、ご注意ください。

● **申請方法** 都内全ての警察署（交通課）で申請することができます。

①申請書（警察署窓口にあります）

警視庁のホームページからダウンロードできます。



別記様式第4の3（身体障害者等用）

- ②身体障害者手帳など
- ③認印
- ④住民票の写し（申請日から3カ月以内に発行されたもの）
- ⑤申請は原則として本人が行ってください。

ただし申請者が未成年者、知的障害のある方または精神障害のある方の場合は、当該申請者の親権者、配偶者または三親等以内の血族もしくは姻族の方を申請代理人として申請することができます。

代理人による申請の場合は、上記書類に加え、申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本など）と申請代理人本人の確認ができる身分証明書（運転免許証、健康保険証など）を持参してください。

- 駐車する上での注意点** 公安委員会が交付した駐車禁止等除外標章を車の前面に提示することで、公安委員会指定の駐車禁止場所などの規制対象から、原則として除外されます。
※申請方法と駐車する上での注意点は、都内の警察署でご確認ください。

5

日常生活の援助

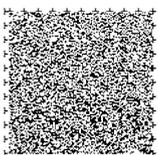
お問い合わせ	<p>警視庁交通部 駐車対策課 〒100-8929 千代田区霞が関 2-1-1 電話 (3581) 4321 内線 52615</p> <p>中央警察署 〒103-0026 日本橋兜町 14-2 電話 (5651) 0110</p> <p>久松警察署 〒103-0005 日本橋久松町 8-1 電話 (3661) 0110</p> <p>築地警察署 〒104-0045 築地 1-6-1 電話 (3543) 0110</p> <p>月島警察署 〒104-0053 晴海 3-16-14 電話 (3534) 0110</p>
--------	---

より快適なくらしのために

(17) 訪問入浴サービス

- 内容** 長期にわたり入浴のできない在宅の重度心身障害のある方に対し、訪問入浴車による入浴サービスを利用する場合の費用を助成します（※自室での入浴です）。年末年始を除いて、毎週1回（年51回）サービスを受けることができます。

- 対象** 65歳未満で、①、②いずれかの手帳をお持ちの方で、③～⑥の要件をいずれも満たしている方
①身体障害者手帳1・2級



- ②愛の手帳 1・2 度
- ③ 40 歳以上 65 歳未満で高齢者の入浴サービスを受けていない方
- ④入浴に際し介助が必要な方
- ⑤医師から入浴を止められていない方
- ⑥入浴時に家族などの立ち会いや介助を得られない方

●**費用** サービス提供に必要な経費の 1 割を負担していただきます。住民税非課税の方は無料です。

●**申請方法** 申請には所定の医師意見書が必要です。事前にお問い合わせください。

問い合わせ	障害者福祉課 相談支援係 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322
--------------	--

(18) ふとん乾燥・丸洗いサービス

●**内容** 寝具 1 組の乾燥 年 10 回
寝具の丸洗い 年 1 回
寝具の水洗い 年 1 回

●**対象** 65 歳未満で①～③のいずれかにあたる方で寝たきりの状態にあり、④・⑤の要件を全て満たしている方

- ①身体障害者手帳 1・2 級の方
- ②愛の手帳 1・2 度の方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方
- ④特別区民税・都民税の所得割を課されていない方（住民税非課税世帯の方）
- ⑤常時介護している親族などが近くに住んでいない方

●**費用** 無料

●**申請方法** 家族や代理の方が、障害者福祉課で申請してください。

問い合わせ	障害者福祉課 相談支援係 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322
--------------	--

(19) 理美容サービス

●**内容** 理容師または美容師の訪問を受け、自宅で理容師による理髪・顔そり、美容師によるカットと次のいずれかのサービス（ポイントメイクまたは眉カットまたはカーラーセット）が受けられます。
※ご利用の際は、ご親族などの立会いが必要です。

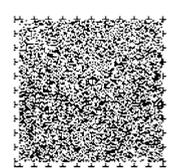
●**対象** 65 歳未満で、次のいずれかにあたる方

- ①身体障害者手帳（下肢または体幹障害）1 級の方
- ②愛の手帳 1 度の方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1・2 級で外出が困難な方

●**費用** 無料

●**申請方法** 家族や代理の方が、障害者福祉課で申請してください。

問い合わせ	障害者福祉課 相談支援係 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322
--------------	--



(20) 紙おむつの支給・おむつ代の助成

●**内容** 対象の方に紙おむつの支給、または、おむつ代の助成をしています。紙おむつのタイプ、数量などについては、お問い合わせください。
入院のため、病院指定のおむつを使用する方は、月 7,000 円を限度として助成金を支給します。

●**対象** 以下のすべてにあてはまる方

- ① 区内に住所のある在宅または入院中の方
- ② 3 歳以上 65 歳未満の方
- ③ 以下のいずれかにあてはまる方
 - ・ 常時寝たきりまたはこれに準ずる状態の方
 - ・ 失禁状態の方
- ④ 以下のいずれかにあてはまる方
 - ・ 身体障害者手帳 1・2 級
 - ・ 愛の手帳 1・2 度
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級

※ 次のいずれかにあたる方は、支給の対象になりません。

- ① 他の制度により紙おむつの支給またはおむつ代の助成を受けている方
- ② 障害者支援施設・特別養護老人ホームなどの施設に入所している方

●**費用** 無料

●**申請方法** 家族や代理の方が、障害者福祉課で申請してください。

入院のためおむつ代の助成を受ける方は、病院指定のおむつを使用している旨の証明書（区指定の様式）が必要です。事前にお問い合わせください。

問い合わせ

障害者福祉課 相談支援係

電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

(21) 電話・ファクス料金の助成

●**内容** 助成は1世帯あたり1台で、基本料金と通話料を合わせて2,500円（消費税を含む）までです。

●**対象** 電話（携帯電話を含む）またはファクスを持っている、外出が困難な次のいずれかにあたる方で、住民税が非課税の世帯の方

- ① 18 歳以上で身体障害者手帳 1・2 級（下肢・体幹・内部障害）をお持ちの方
- ② 18 歳以上で身体障害者手帳 1 級（視覚障害）をお持ちの方
- ③ 6 歳以上で身体障害者手帳 3 級以上（聴覚・音声・言語障害）をお持ちの方

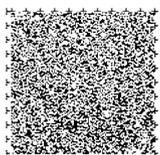
※ ファクスについては、③の方のみ対象

(対象除外) 次にあたる方は、原則として対象となりません。

- ① 高齢者福祉電話料金等助成事業を利用している方
- ② 特別養護老人ホームなどの施設に入所している方

●**申請方法** 次のものを持参してください。

- ① 身体障害者手帳



- ②障害のある方の口座番号がわかるもの（預金通帳など）
- ③区外から転入された方は、前住所地の住民税課税（非課税）証明書

問い合わせ	障害者福祉課 障害者福祉係 電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322
-------	---

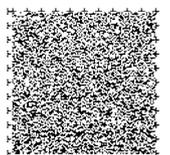
(22) 緊急通報システム

- **内容** 家庭内での急病などの緊急時に、ペンダント式無線発報器などのボタンを押すだけで、区が委託した緊急通報業者のコールセンターに通報できる機器をご自宅の固定電話回線に設置します。緊急時には、救護の講習を受けた緊急通報出動員が自宅に駆けつけ、救急車の出動要請などの救助活動を行います。
- **貸与する機器**
 - ①緊急通報システム機器一式（ペンダント式無線発報器、専用通報器など）
 - ②見守りセンサー（希望により）
※見守りセンサーは、一定の時間人の動きを感知できないときに自動で通報を行うセンサーです。
 - ③火災センサー（希望により）
- **対象** 18歳以上の一人暮らしなどで、次のいずれかにあたる方
 - ①身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
 - ②難病患者で、緊急時の援助を必要とする病状にある方
- **費用** 無料。ただし、貸与された機器の使用電気および電話代は利用者の負担となります。
- **申請方法** あらかじめ、障害者福祉課にお問い合わせください。
※聴覚障害および音声・言語機能障害のある方は、緊急ネット通報をご利用ください。

問い合わせ	障害者福祉課 相談支援係 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322
-------	--

(23) 緊急ネット通報（東京消防庁）

- **内容** 火事・救急・事故などの緊急時において、音声（肉声）による通報が困難な状況にある聴覚または音声・言語機能に障害のある方が、携帯電話・スマートフォンからウェブ機能を利用して東京消防庁に通報することができるサービスです。
- **対象** 東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市および島しょ地区を除く地域）に在住、または、在勤・在学している聴覚または言語・音声等に機能障害がある方
- **費用** 無料。ただし、通信料は利用者の負担となります。
- **申請方法** ご利用には事前登録が必要です。
詳しくは東京消防庁ホームページ
<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>をご覧ください。



問い合わせ

東京消防庁 防災部防災安全課 防災福祉係

電話 (3212) 2111 内線 4245・4246

FAX (3213) 1478 (防災安全課)

※消防車・救急車を要請する時は、「119 番」[緊急ネット通報]
「119 番ファクシミリ通報」などをご利用ください。

(24) 家具類転倒防止器具の取付

●**内容** 緊急時の対応が困難な障害のある方を対象として、区が委託した専門業者が事前にご自宅を調査した上で最適な器具を選定し、4 個まで無料 (5 個目以上は自己負担) で取り付けを行います。

●**対象** 次のいずれかにあたる方

①身体障害者手帳をお持ちの視覚障害のある方、4 級以上の肢体不自由者が属する世帯

②愛の手帳 3 度以上をお持ちの知的障害のある方が属する世帯

③精神障害者保健福祉手帳 2 級以上をお持ちの方が属する世帯

※申請は、一世帯 1 回限りです。

●**(対象除外)** 65 歳以上で次のいずれかにあたる方

①要介護 2 以上の寝たきりの方

②ひとり暮らしの方

③ 65 歳以上の方を含む 60 歳以上の方だけで構成される世帯の方

④家族が就労、就学などで日中などに不在となり、②または③と同様の状態となる方

※上記に該当する方は、家具類転倒防止器具取付事業 (高齢者福祉課) の対象となります。

●**申請方法** ご家族の方などが、対象となる方の身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を持参し、申請してください。

問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(25) 知的障害者位置情報サービス費用助成

●**内容** 位置情報端末機 (スマートフォンなどを含む) で、現在地や移動経路を知ることができる位置情報サービスの利用料の一部を助成しています。

●**対象** 区内在住で、愛の手帳をお持ちのおおむね小学生以上の在宅の知的障害者 (児) の保護者

●**費用** 利用料のうち、助成額を超える部分は自己負担です。

●**申請方法** 次のものを持参し、申請してください。

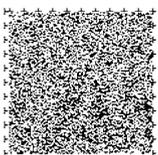
①愛の手帳

②保護者名義の預金通帳 (不要な場合もあります)

問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322



(26) 在宅重度障害者の介護者慰労

● **内容** 重度障害者を在宅で介護している方の慰労のため、次のうち1種類1万円を単位として合計3万円分を支給します（複数の組み合わせも可能）。

① 食事・マッサージ共通券：区が指定するそば店・マッサージ店（※）で利用できる券

② 旅行券：旅行代理店発行の旅行券

※そば店・マッサージ店の一覧は、障害者福祉課、高齢者福祉課、日本橋・月島特別出張所、おとしより相談センターおよび居宅介護支援事業所で配布しています。また、区ホームページの「在宅寝たきり高齢者介護者慰労事業」に掲載しています。

● **対象** 次のいずれかの手当を受給している方を在宅で日常介護している方

① 重度心身障害者手当（24・25 ページ）

② 特別障害者手当（25 ページ）

(対象除外) 次にあたる方は、原則として対象となりません。

在宅寝たきり高齢者介護者慰労事業の対象となる方

● **申請方法** 毎年4月に対象者の方に直接お知らせします。

問い合わせ	障害者福祉課 障害者福祉係 電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322
-------	---

(27) 浴室の提供

● **内容** 家族などの介助で入浴できる浴室を提供しています（116 ページ）。

● **対象** 家庭または公衆浴場での入浴が困難な障害のある方

問い合わせ	福祉センター 管理係 電話 (3545) 9311 FAX (3544) 0888
-------	--

(28) 重症心身障害児（者）在宅レスパイト

● **内容** 重症心身障害児（者）などの健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担を軽減することを目的として、自宅または通学する特別支援学校に訪問看護事業所から看護師を派遣し一定時間医療的ケアなどを代替します。

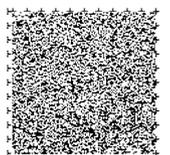
1年度の間96時間以内で自由に利用できます。

1回あたり、2時間から4時間までで30分単位の利用です。

● **対象** 次の要件すべてに当てはまる方

① 以下の要件のいずれかに当てはまる方

- ・ 18歳に達する日までの間に、愛の手帳1度または2度程度の知的障害があり、かつ、身体障害の程度が1級または2級（自ら歩くことができない程度の肢体不自由）の身体障害者手帳をお持ちの方



・以下に規定するいずれかのケアを受けている 18 歳未満の方

1	人工呼吸器管理（毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸管理に含む）
2	気管内挿管、気管切開
3	鼻咽喉頭エアウェイ
4	酸素吸入
5	6回/日以上以上の頻回の吸引
6	ネブライザー 6回/日以上または継続使用
7	中心静脈栄養（IVH）
8	経管栄養（経鼻・胃ろう含む）
9	腸ろう・腸管栄養
10	継続する透析（腹膜灌流を含む）
11	定期導尿（3回/日以上）（人工膀胱を含む）
12	人工肛門

②家族などにより在宅介護を受けて生活している方

③訪問看護サービスによる医療的ケアを受けている方

●費用

本人（18歳未満の場合は保護者）の課税状況などに応じた利用者負担額があります。

●申請方法

申請には次の書類が必要です。

①意見書

※所定の用紙（障害者福祉課にあります）に主治医が記入済みのもの

②申請書

問い合わせ

障害者福祉課 相談支援係

電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

(29) ファミリー・サポート・センター

●内容

育児の手助けが必要な方と、育児の手助けができる方がそれぞれ会員となり、お互いに助け合いながら地域の中で子育てをする相互援助活動です。

①援助活動の内容

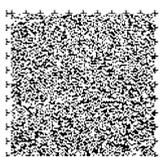
- ・ 保育園、幼稚園、学童クラブなどへの送り迎えやその前後の預かり
- ・ 保護者が用事で外出する際の預かり
- ・ その他、必要な援助

※預かりは原則として提供会員宅で行います。

②活動時間と活動謝礼

	時間	1時間当たりの活動謝礼
月曜日～ 金曜日	午前7時～午後8時	子ども1人当たり 800円
	上記以外の時間	子ども1人当たり 1,000円
土曜・日曜・ 祝日年末年始	全時間	子ども1人当たり 1,000円

依頼会員から提供会員への活動謝礼は活動終了の都度、直接現金でお渡しください。



● **対象**

① 依頼会員（育児の手助けが必要な方）

区内在住で、生後 57 日以上小学 6 年生以下のお子さんを育てている方
 ※障害や疾病がある場合はあらかじめファミリー・サポート・センター
 にご相談ください。

② 提供会員（育児の手助けができる方）

満 20 歳以上の、心身共に健康で子育て経験などがあり、子育ての援助
 に理解と熱意のある方

③ 両方会員

前記の両方に該当する方

● **問い合わせ**

中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部
 中央区ファミリー・サポート・センター
 電話 (3206) 0120 FAX (3523) 6386

(30) 歳末たすけあい金の贈呈

● **内容**

共同募金の一つとして、歳末たすけあい運動を実施しています。地域
 福祉活動の充実や支援を図るとともに、18 歳未満の在宅障害児の
 保護者に歳末たすけあい金（見舞金）を贈ります。

● **問い合わせ**

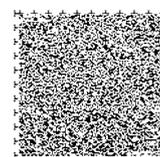
中央区社会福祉協議会 管理部庶務課
 電話 (3206) 0506 FAX (3206) 0601

(31) 成年後見支援センター「すてっぷ中央」

● **内容**

障害のある方の自立生活を支援するため、次の事業を実施しています。

サービスの種類		内容	費用負担	
1	一般相談	①成年後見制度の利用に関する相談 ②福祉サービスの利用や日常的な金銭管理 等に関する相談 相談日時 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 ※祝日・休日および年末年始は除く	一般世帯	非課税 世帯
		③遺言や相続に関する問題 相談日時 毎月 1 回 午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分（要予約）1 組 1 時間	無料	
2	福祉法律 相談	専門の弁護士が相談に応じます。 ①高齢者や障害のある方の権利侵害や成年 後見制度の利用に関すること ②福祉サービスの利用に関わるトラブルや 苦情に関すること ③遺言や相続に関する問題 相談日時 毎月 1 回 午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分（要予約）1 組 1 時間	無料	
3	成年後見 支援事業	成年後見制度の利用を支援します。 ①申立支援 ②後見人候補者等の紹介 ③後見報酬等の費用助成	無料 (申立には別途費用が かかります)	



サービスの種類		内容	費用負担	
4	権利擁護 支援事業	①福祉サービスの利用援助サービス 福祉サービスの利用に関する情報提供や 相談、サービス利用の手続きや利用料支 払いの援助など	一般世帯	非課税 世帯
		①に付随する サービス	1回 1時間 1,000円	1回 1時間 500円
			②日常的な金銭管理サービス 預貯金の出し入れ、公共 料金、医療費、家賃など の支払い手続きなど	1カ月 1,000円
	③書類等預かりサービス 定期預金証書、不動産権 利証等重要書類の預かり			

成年後見制度について

知的障害や精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない方々の権利を守る援助者（「成年後見人等」）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。内容により次の2種類に分類されます。

1 法定後見制度（補助、保佐、後見の制度）

知的障害や精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない方々が、契約などの法律行為を行う際に不利益を被らないよう、本人の判断能力の程度に応じて適切な権利と財産の保護を受けるための制度です。従来の禁治産等のような戸籍への記載は行われず、法務局に登録されます。

（利用方法）

制度を利用したい本人やその家族などが家庭裁判所に申し立て、審判手続を経て選任された後見人等の支援を受けます。

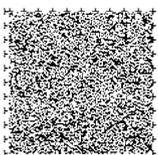
身寄りがないなど本来の申立権者による手続きが行えない場合、必要に応じて区が家庭裁判所に後見等開始の審判を申し立て、後見人等を選任してもらうことができます。

2 任意後見制度

契約に必要な判断能力を有しているが、将来自分の判断能力が不十分になった場合の財産管理等について、自ら選任した任意後見人に代理権を与える制度です。

（利用方法）

公証人の作成する公正証書によってあらかじめ任意後見人と契約を結び、判断能力が不十分になった時に、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立てます。選任審判により契約の効力が生じ、任意後見人による支援が開始されます。



問い合わせ

〔「すてっぷ中央」 および成年後見制度について〕
中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部
成年後見支援センター 「すてっぷ中央」
電話 (3206) 0567 FAX (3523) 6386
(成年後見制度について)
障害者福祉課 相談支援係
電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

(32) ふれあい収集および粗大ごみの運び出し

- **内容** 玄関先まで訪問して、安否などの確認とごみや資源を収集する「ふれあい収集」を行っています。また、粗大ごみを室内から運び出し、収集しています。
- **対象** 身近な人の協力がなく、ごみ（粗大ごみを含む）や資源を自ら集積所（粗大ごみは屋外）まで運び出すことができない障害のある方や65歳以上の高齢者のみの世帯

問い合わせ

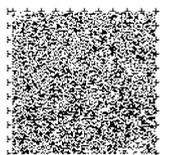
中央清掃事務所
〒104-0031 京橋 1-19-6
電話 (3562) 1521 FAX (3562) 1504

(33) 特別区民税・都民税（普通徴収分）の口座振替による納税申し込み

- **内容** 特別区民税・都民税（普通徴収分）の納税に便利な口座振替（自動払込）の申し込みは、区役所への申込書（はがき型）の郵送で手続きができます。申込書（はがき型）は税務課収納係および日本橋・月島特別出張所地域活動係で配布しています。また、税務課収納係に連絡をいただければ、申込書（はがき型）を郵送します。

問い合わせ

税務課 収納係
電話 (3546) 5276 ~ 5278 FAX (5565) 3957
日本橋特別出張所 地域活動係
〒103-8360 日本橋蛸殻町 1-31-1 日本橋区民センター 1 階
電話 (3666) 4251(代) FAX (3666) 4250
月島特別出張所 地域活動係
〒104-8585 月島 4-1-1 月島区民センター 1 階
電話 (3531) 1151(代) FAX (5560) 1987



視覚障害のある方のために

(34) 図書館の対面朗読

- **内容** ご希望の本（原則的には図書館にあるもの）を朗読者が直接読みます。
(日時) 毎週水曜日、土曜日 午前10時～正午 1回2時間
 ※他の日時をご希望の方はご相談ください。
- **(会場)** 京橋図書館・日本橋図書館・月島図書館
- **対象** 区内在住の視覚障害のある方や通常の印刷文字による読書が困難な方。
- **費用** 無料
- **申請方法** 事前に登録が必要です（ご家族の方が代理で登録・申し込みできます）。
 電話・ファクスにてご連絡ください。
 ※予約制のため、日時についてはご相談ください。

問い合わせ 京橋図書館
 本の森ちゅうおう 2階～5階
 電話 (3551) 2151 FAX (3551) 2711

(35) 点字図書への給付

- **内容** 点字図書出版施設で製作した点字図書を給付します（月刊や週刊などで発行される雑誌を除く）。ただし、年間6タイトルまたは24巻を限度とします。
- **対象** 視覚障害1～6級で、主に点字で情報を入力している方。
- **費用** 一般図書の価格相当額を負担していただきます。

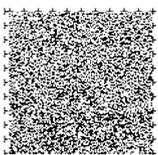
問い合わせ 障害者福祉課 相談支援係
 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

(36) 点字図書館

- **内容** 点字図書・録音図書の製作・貸し出し、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成などを行っています。

● 問い合わせ

名称	所在地	電話
日本点字図書館 (※サピエ図書館利用申し込み・問い合わせもこちらです)	〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4	(3209) 0241
東京ヘレン・ケラー協会点字図書館	〒169-0072 新宿区大久保 3-14-20	(3200) 0987
日本視覚障害者団体連合点字図書館	〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2	(3200) 6160
ロゴス点字図書館	〒135-8585 江東区潮見 2-10-10	(5632) 4428



(37) 点字出版施設

● **内容** 点字刊行物を出版する施設です。点字刊行物の製作・販売の委託も受けています。

● **問合せ**

名称	所在地	電話
日本点字図書館 点字製作課	〒 169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4	(3209) 0671
東京ヘレン・ケラー協会 点字出版所	〒 169-0072 新宿区大久保 3-14-4	(3200) 1310
桜雲会 点字出版部	〒 169-0075 新宿区高田馬場 4-11-14-102	(5337) 7866
日本視覚障害者団体連合 点字出版所	〒 169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2	(3200) 6157
視覚障害者支援総合センター	〒 167-0034 杉並区桃井 4-4-3 スカイコート西荻窪 2	(5310) 5051
東京点字出版所	〒 181-0013 三鷹市下連雀 3-32-10	0422 (48) 2221

(38) 東京都ガイドセンター

● **内容** 都外在住の方が、東京都内を移動する際に、ガイドヘルパーを紹介します。また、都内在住の方が、他道府県を移動する際に、移動先で利用できるガイドセンターを紹介します。

利用日の2週間以上前までに電話、ファクスまたはメールで東京都ガイドセンターまでご連絡ください。

● **対象** 視覚障害のある方

● **費用** ガイドヘルパーの紹介は無料です。

ガイドヘルパーに支払う利用料金は、東京都ガイドセンターでは1時間930円です。他道府県の利用料金は紹介先のガイドセンターにご確認ください。

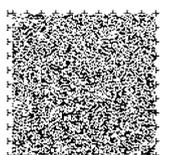
交通費などは、ガイドヘルパーの分を含めて利用者の負担です。

● **問い合わせ**

東京都ガイドセンター

電話 (5272) 0996 FAX (3200) 7755

Eメール jigyoun@jfb.jp



(39) 盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業

- **内容** 視覚と聴覚の両方に障害がある方（盲ろう者）のコミュニケーションおよび移動手段を確保し、社会参加を促進するため、通訳・介助者を派遣します。
- **対象** 都内在住で、視覚と聴覚の両方の障害が身体障害者手帳に記載されている方
- **費用** 無料。ただし、通訳・介助中の交通費や派遣先までの交通費が上限額を超える場合は、利用者負担となります。

問い合わせ

認定 NPO 法人 東京盲ろう者友の会
〒111-0053 台東区浅草橋 1-32-6 コスモス浅草橋酒井ビル 2 階
電話 (3864) 7003 FAX (3864) 7004
アドレス <http://www.tokyo-db.or.jp/>
Eメール tokyo-db@tokyo-db.or.jp

(40) 視覚障害者日常生活情報点訳などのサービス

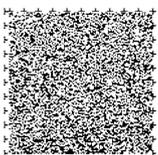
- **内容** 図書館または点字図書館において取り扱わない文書（手紙・パンフレットなど）の点訳、墨訳、対面朗読、ファクスで送信された文書の電話による朗読サービスを行っています。
- **対象** 都内在住・在勤の身体障害者手帳をお持ちの視覚障害のある方（登録が必要です）
- **費用** 無料（ただし、対面朗読サービスで、録音を希望する場合は、保存用媒体（USBやCDほか）をご持参ください）

問い合わせ

東京都障害者福祉会館
〒108-0014 港区芝 5-18-2
電話 (3455) 6321 FAX (3453) 6550 ※要予約

(41) 視覚障害のある方のための講習など

- **内容**
 - ① 家庭生活訓練
調理・生け花・手芸・リズム体操など
 - ② 中途失明者緊急生活訓練
点字技術および生活訓練・歩行訓練についての訪問相談・指導
スマートフォン・パソコン指導（通所）
 - ③ 盲青年等社会生活教室
視覚障害のある青年や高齢者に対する社会生活に必要な知識習得のための講習
- (関連事業)**
- ・ 刊行物作成配布事業
都政刊行物などのうち、特に視覚障害のある方に必要な情報を点字版、カセットテープまたはデイジー版で毎月 1 点配布します（無料）。
 - ・ 点字即時情報ネットワーク事業（点字 J B ニュース）
- ① 原則毎週月曜日～金曜日（年末年始を除く）の間、新聞記事、福祉情報などを抜粋、点字化し、希望者に配布します。



- ②電話ナビゲーションシステムにより①の情報を自動音声で提供します。
専用電話 0570 (021) 802
- 対 象** ①都内在住で、家庭内での日常生活に著しい制限を受けている在宅の視覚障害のある方
- ②都内在住で、身体障害者手帳をお持ちの方（原則 18 歳以上）
- ③都内在住で、身体障害者手帳（視覚障害）をお持ちの青年層・高齢者層
- 費 用** 無料（ただし、教材費・テキスト代は受講者負担）

問い合わせ 東京都盲人福祉協会
〒169-0075 新宿区高田馬場 1-9-23
電話 (3208) 9001 FAX (3208) 9005
Eメール info@tomoukyo.or.jp

(42) 自立訓練（生活訓練）

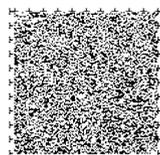
- 内 容** 見えない・見えにくい方の歩行訓練、スマートフォン、タブレット、パソコンなどを活用できるようになるための ICT 訓練、点字訓練、ハンドライティング（文字の手書き）、ロービジョンの方の読み書きの評価、補助具の選定と訓練、家事、整容動作、金銭管理などの日常生活訓練。
- 対 象** 視覚障害での身体障害者手帳をお持ちの方
- 費 用** 1日当たり950円程度の自己負担が生じます。非課税世帯の場合は無料です。

問い合わせ 日本点字図書館 自立支援室
〒169-8586 東京都新宿区高田馬場 1-23-4
電話 (3209) 0241 FAX (3200) 4133
Eメール jiritsu@nittento.or.jp

(43) 視覚障害者用具の販売あっせん

- 内 容** 視覚障害のある方が、時計などを購入する場合、料金の割引を受けることができます。
- 対 象** 時計（触読式時計、音声時計）、音声式体温計など、拡大読書器、CD 読書器、点字器など

問い合わせ 日本点字図書館 用具事業課
〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4
電話 (3209) 0751
日本視覚障害者団体連合 用具購買所
〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2
電話 (3200) 6422



聴覚障害のある方のために

(44) 手話通訳者または要約筆記者の派遣 (意思疎通支援事業)

- **内容** 聴覚などに障害のある方に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、日常生活上の活動が円滑になるように支援しています。
 - ① 派遣時間
月 20 時間以内で、1 回 2 時間を単位とし、これを超える場合は、1 時間単位で加算されます。
 - ② 派遣人員
1 回につき 2 人まで
 - ③ 派遣対象事項
通院、申請、入学手続、地域活動、講習会、スポーツ教室など
- **対象** 次のいずれかにあたる方 (団体) で区に登録した方
 - ① 聴覚、音声・言語機能に障害があり、手話による通訳の必要がある方
 - ② 聴覚障害のある方で主に構成されている団体
- **費用** 無料 (ただし、手話通訳者の交通費などの経費は、原則として派遣を受けた方の負担となります)
- **申請方法**
 - ① 登録
本人、家族または代理の方が障害者福祉課へ申請してください。
 - ② 派遣の申込
社会福祉協議会ボランティア・区民活動センターへ派遣希望日の 5 日前までに申し込んでください。

問い合わせ

(登録)

障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(派遣の申込)

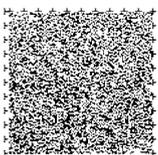
中央区社会福祉協議会 ボランティア・区民活動センター
電話 (3206) 0560 FAX (3206) 0601
Eメール vc@shakyo-chuo-city.jp

(45) 手話通訳者の設置

- **内容** 聴覚障害のある方や音声または言語機能障害のある方が、区役所の窓口で手話を用いてコミュニケーションが図れるよう、手話通訳者を設置しています。
- **利用日時** 毎週金曜日 (午前 10 時～正午・午後 1 時～午後 3 時)
- **利用方法** 区役所 1 階受付 (まごころステーション) や各課窓口の職員にお申し出ください。

問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322



(46) 聴覚障害者コミュニケーション機器の貸し出し

- **内容** 聴覚障害のある方が意思疎通、または社会活動についての知識の習得のために必要なときは、次のものを貸し出します。
 - ① オーバーヘッドプロジェクター
 - ② 磁気テープ
 - ③ ビデオプロジェクター
 - ④ オーバーヘッドカメラ
- **対象** 身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害のある方およびその保護者、聴覚障害者団体など
- **費用** 無料。ただし、搬送料などは自己負担です。

問い合わせ

東京手話通訳等派遣センター
コミュニケーション支援課 要約筆記事業グループ
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階
電話 (3352) 3335 FAX (3354) 6868

(47) 字幕・手話付きビデオ・DVD・映画フィルムの貸し出し

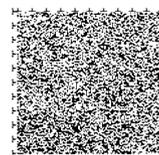
- **内容** 映画やテレビ番組などに字幕や手話を挿入したビデオテープやDVD、映画フィルムを貸し出しています。
 - ① 字幕付きビデオ・DVDの貸し出し
聴覚障害のある方・聴覚障害関係者・団体の方を対象に字幕付きビデオテープ・DVDを無料で貸し出しています。郵送での貸し出しも実施しています（1人2週間6本まで）。個人で楽しむ他に一部の作品は上映会での使用も可能です。
 - ② 16mm字幕付き映画フィルムの貸し出し
聴覚障害のある方を対象とした上映会などに無料で貸し出しています（送料のみ主催者負担）。取扱責任者は16mmフィルム映写の資格取得者であることが必要です。郵送による貸し出しの場合、送料は自己負担です。

問い合わせ

聴覚障害者情報文化センター
〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3
電話 (6833) 5004 FAX (6833) 5005
Eメール video@jyoubun-center.or.jp
アドレス <http://www.jyoubun-center.or.jp/>
※日・月曜日、祝日、年末年始は休館

(48) 聴覚障害のある方のための講習など

- **内容**
 - ① 読話講習会
□形の読み取り、会話の練習などの講習会を行っています。
 - ② 文化教養講座
文化・教養、健康向上のためのプログラムを聞こえないことに配慮した方法で実施しています。



- **対象** ①は、都内在住で、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の中途失聴者および難聴者
②は、都内在住・在学・在勤の聴覚障害のある方（身体障害者手帳の有無問わず）
※聞こえる方が参加できるものもあります。
- **費用** 無料

問い合わせ

①東京手話通訳等派遣センター
コミュニケーション支援課 要約筆記事業グループ
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階
電話 (3352) 3335 FAX (3354) 6868

②聴力障害者情報文化センター
〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3
電話 (6833) 5004 FAX (6833) 5005
Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp
アドレス <http://www.jyoubun-center.or.jp/>
※日・月曜日、祝日、年末年始は休館

5

日常生活の援助

(49) 聴覚障害関係図書などの貸し出し・閲覧など

- **内容** 聴覚障害や手話に関する図書や資料を収集し、どなたにもご利用いただけるように、ライブラリーに設置しています。一部の資料を除き、一人3冊まで2週間貸し出し可能です。利用は火・水・木・土曜日の午前10時～午後5時、金曜日は午後7時まで。
その他、ライブラリーではビデオの視聴やパソコンが利用できます。
- **対象** 都内在住・在勤・在学で聴覚障害に関心を持つ方や手話学習者など、どなたでも利用できます。

問い合わせ

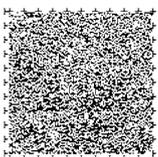
聴力障害者情報文化センター
〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3
電話 (6833) 5004 FAX (6833) 5005
Eメール video@jyoubun-center.or.jp
アドレス <http://www.jyoubun-center.or.jp/>
※日・月曜日、祝日、年末年始は休館

(50) 聴覚障害に関する相談・情報提供事業

- **内容** 聴覚障害のある方およびご家族、関係者の方に対し、生活や職業、精神保健福祉、聞こえや補聴器などについての相談に応じるとともに、聴覚障害や福祉機器、手話学習などに関する情報提供などを、来所・FAX・Eメール・電話などで行っています（来所相談の場合は要予約）。秘密は厳守いたします。

(受付) 火・水・木・土曜日 午前10時～午後5時
金曜日は午後7時まで

- **対象** 都内在住・在勤・在学の聴覚障害のある方（手帳の有無は問わない）およびその関係者
- **費用** 無料



問い合わせ

聴力障害者情報文化センター
 〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3
 電話 (6833) 5004 FAX (6833) 5005
 Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp
 (FAX と E メールは 24 時間受付)
 アドレス <http://www.jyoubun-center.or.jp/>
 Eメールには担当相談員がお返事いたします。
 ※日・月曜日、祝日、年末年始は休館

ちょうかくしょうがいしゃ とっか しえんじぎょう
(51) 聴覚障害者に特化した支援事業

- **内容** (相談日) 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業 (RONA スクール)
 午前 9 時～午後 5 時 (土日・祝日・年末年始は休み)
 ※事前に必ず予約してください。
- **対象** 都内および関東近郊の聴覚障害のある方
- **費用** 無料
 ※所得により、自己負担が発生する場合があります。障害者福祉課相談支援係でご相談ください。
- **申請方法** 利用するためには、障害者福祉課相談支援係で手続きが必要です。

問い合わせ

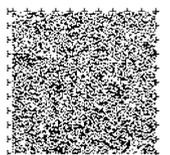
東京聴覚障害者支援事業所
 〒150-0011 渋谷区東 1-23-3 東京聴覚障害者自立支援センター
 電話 (5464) 6058 FAX (5464) 6059
 Eメール soudan@ap.wakwak.com
 障害者福祉課 相談支援係
 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

でんわ
(52) 電話リレーサービス

- **内容** 聴覚障害のある方などときこえる方の会話を、通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービスです。
 普段の会話や仕事上での電話、警察や病院などへの緊急通報など、さまざまなシチュエーションで電話することができます。
 ※詳しくは、総務大臣より提供機関として指定を受けた、(一財)日本財団電話リレーサービスへお問い合わせください。
- **対象** ①聴覚や発話に困難がある方 (要利用登録)
 ②聞こえる方で、聴覚や発話に困難がある方に電話をかけたい方 (登録不要)

問い合わせ

(一財)日本財団電話リレーサービス
 電話 (6275) 0912 FAX (6275) 0913
 アドレス <https://nftsr.or.jp/contact/>



せいしんしょうがい かた 精神障害のある方のために

せいしんほけんそうだん (53) 精神保健相談

- **内容** こころの問題の早期発見、早期治療や社会復帰を支援するため、精神科専門医や保健師がご相談をお受けします。精神科専門医への相談は、事前予約制です。

といあ 問合わせ

中央区保健所 健康推進課 予防係
電話 (3541) 5930 FAX (3546) 9554
日本橋保健センター 健康係
電話 (3661) 3515 FAX (3661) 3503
月島保健センター 健康係
電話 (5560) 0765 FAX (5560) 0747

せいしんほけんこうしゅうかい (54) 精神保健講習会

- **内容** うつ病や統合失調症などの精神疾患への正しい理解と対応、睡眠やストレスなどに関する講習会を開催しています。

といあ 問合わせ

中央区保健所 健康推進課 予防係
電話 (3541) 5930 FAX (3546) 9554
日本橋保健センター 健康係
電話 (3661) 3515 FAX (3661) 3503
月島保健センター 健康係
電話 (5560) 0765 FAX (5560) 0747

しょうがいしゃちいきかつどうしえん ちゅうおう (55) 障害者地域活動支援センター「ポケット中央」

- **内容** 地域で自立した生活を送ることができるよう、日中の居場所の提供、創作的活動の実施、相談などの支援を行っています。

- ①居場所
- ②相談事業
- ③創作的活動
- ④精神障害者デイケア
- ⑤特定相談支援

- **対象** 詳しくは、117ページをご覧ください。
区内在住の精神障害のある方

といあ 問合わせ

障害者地域活動支援センター「ポケット中央」
電話 (3541) 1021 FAX (3541) 1022

